## 正文に転用された

# 皇后宮職(紫微中台・坤宮官)反故文書

Scrapped Instruments of Kougou-gūshiki (Shibi-chūdai, Kongūkan) Diverted to the Official Text

Щ

本

幸

男

#### はじめに

冟 う問題は、 ようとするものであるが、まず、 の関係を知る上でも興味あるテーマといわねばならないだろう。 職(紫徴中台・坤宮官)が何故にルーズな伝達法をとったのかとい 後の写経所に宛てられている(後述) 官制上別個の組織になるが、反故文書を利用した正文は、この移管 は、 を異にする。というのは、当初、皇后宮職の管下にあった写経所 しれない。 小稿は、このような関心のもとに、 反故文書の背面が写経所宛正文に転用されたことの意味を考え 造東大寺司の成立とともにその配下に移管され、皇后宮職とは 反故文書の再利用のあり方とともに、 しかし、造東大寺司はともかく、 関係文書の整理と検討を行い、 からである。従って、皇后宮 皇后宮職 皇后宮職の場合は事情 移管後の写経所と (紫微中台・坤宮

火 状 160

況の把握に勤めることにしたい。

### 関係文書の検討

(1) 例示された文書

吉田孝氏が、当該文書として例示されたのは次の二通である。

〔第一次文書〕 天平二十一年二月十日付掃部所解(続修第二二

≡ 196 ∫ 1974

掃部所解

申請年料葛野席直銭事

「以二月十五日、申卿尊了、(別筆) 宜施行、 宣之、少属田辺牛養\_

合卅一貫八百七十五文「且充世四貫五百文付石万呂少属土師」

卅貫広席一千五百張直校別中文

貫八百七十五文運駅卅七匹半賃直料四別五十文

十貫狭席直

右、依例所請如件、

天平廿一年二月十日

〔第二次文書〕 十二月二十五日付池原禾守牒 (十四451

牒写経所

請物部角折

件人依常悔過事、自今月

廿五日、至来正月十五日、所請如件

預可備物、宜急令参、故牒、

十二月廿五日池原禾守牒

[第一次文書] 天平勝宝六年十一月十一日付吉野百嶋解

(続修

В

第四二巻、 四31

牧裏事 (僅欠)

漂仆埋、但以外竹原并野山之草甚好盛! 右、依去八月三日大風雨、 河水高漲、河辺竹葉被

牧子六人長一人丁五人事

**包承、望請、於国司誂給牒書、而如常正役** 右、率常件人、令見妨守并上下御馬以次

欲得駈使、

給衣服而欲令仕奉事

右、件牧子等、為貧乏民、其無衣服率仕

奉醜、

以前事条、具録如件、仍謹請裁、

以謹解、

天平勝宝六年十一月十一日

知牧事擬少領外従八位下吉野「百嶋」

(余白に天平宝字八年三月二十四日付と見られる吉祥悔過所

解案〈十三川〉あり)

〔第二次文書〕十二月十五日付池原禾守牒(二十五30~30)

牒送

標紙陸伯張

付紀主人送、如上件、

十二月十五日

池原禾守

文書がAと同じく池原禾守牒であることから、 坤宮官少疏ないし大疏であった池原禾守の牒であることから、 で反故にされた文書」の一部である可能性が大きいとされた。 のではないか」とされた。 れること、 掃部所解の別筆に見える二人の少属は皇后宮職の第四等官と推論さ 「それが、そのまま皇后宮職から坤宮官へと保存、継受されていた 一解は「坤宮官の前身にあたる皇后宮職を宛先として提出され」、 吉 しかし、 田 第一次文書・吉野百嶋解も「皇后宮職 一氏は、 第二次文書は天平宝字二年(七五八)から五年にかけて Aについては鬼頭清明氏が検証を加え、第一次文書・ 論文の性格上、 一方、Bについて西山良平氏は、 論証ぬきでこれらの文書をあげられ (紫微中台・坤宮官) 鬼頭氏の見解を念頭 第二次 掃部

される。つまり、

物に相当すると思われるので、ABとも天平宝字四年の文書と判断

反故文書の正文への転用が、この年の十二月に行

われていたいう時間的な特定が一応なされるのである。

幸 男

山 本

とは、 光明皇太后の周忌斎(天平宝字五年〈七六一〉六月七日)に供する 年紀を欠くが、 ものと同一である点より判断される。この二通の禾守牒はいずれも 月八日付池原禾守牒 用されていることである。それが案文ではなく正文としてであるこ たが、ここで注意したいのは、その両者の背面が池原禾守の牒に使 れもそのまま坤宮官へと保存・継受されたと考えられるようになっ このように、鬼頭氏と西山氏の検証により、 禾守の署が、紙背に切封の認められる(天平宝字)四年十 Bの吉野百嶋解はその後身の紫微中台へと宛てられ、 Bの方は、 (続修別集第七巻、『大日本古文書』 左端に記された銭 一四〇〇文の送付が、 Aの掃部所解は皇后 未収) いず の

> 字四年十月から翌五年三月にかけて膳部として写経所に出仕する人 十二月十五日条の記事「収納銭弐貫肆佰文墨鷹自政所請来検納如件、使紀主人」 (十四錫)に対応しており、またAで所請する物部角折は、天平宝 切経書写料の納帳、すなわち後一切経料雑物納帳の天平宝字四年(\*)

牒は、 の仏像及び聖僧の供奉料を申請するもので、そこに示された期日 のである。その吉祥悔過所解案は、 ており、その解案の文面は百嶋解の左に書かれた解案に続くとされ 見られる吉祥悔過所解案(十六%~貎)に接続することが推定され ている。 百嶋解の右は続修別集第一〇巻裏の天平宝字八年三月二十四日付と つと思われる。『正倉院文書目録』二(続修)によると、この吉野 (年未詳)が認められABとの類似が予想されるが、これらの文書 めてそれらを一覧化したものである。これより、 に宛てられた啓・牒・符があと四通存在する。表1は、AとBも含 ところで、この天平宝字四年には、 B吉野百嶋解の余白に書き込まれた吉祥悔過所解案に関連をも また、このBの池原禾守牒は、②③④Aとともに時間的な連続 ③④背の注文のそれとほぼ重なり内容的な繋がりが予測され 天平宝字八年三月に至って再び背面を案文作成に使用された つまり、 反故文書を転用して写経所に宛てられたBの禾守 三月二十四日から四月八日まで 池原禾守の名のもとに写経所 ③④の背にも文書

る。 は

#### 正文に転用された皇后宮職(紫微中台・坤宮官)反故文書

	_		_	衣 1								
池	原禾	守の文書(写	経所宛)	紙 背 文 書								
天平宝字 4 年	種	正倉院文書	『大日本古文書』	年 月 日	文 書 名	『大日本古文書』						
① E. 19	啓	正集44	4 -407		〔空〕							
② 11.8	牒	続修別集 7	未 収		〔空〕							
③ 11, 19	"	"	4 -453		吉祥悔過所注文 (3月16日~4月2日)	16-498~499						
B 12. 15	"	続修42裏	25-300~301	天平勝宝 6.11.11 (天平宝字 8.3.24)	吉野百嶋解 吉祥悔過所解案	4 -31 13-117						
4 12. 21	符	,続々修43-22	14-449~450		写経用米下充注文 (3月20日~4月1日)							
A 12. 25	牒	続修22裏	14-451	天 平 21. 2.10	掃部所解	3-196~197						

<sup>(</sup>注) ④・符は、『大日本古文書』では、島政所符と表記されるが、ここでは禾守の文書として扱った。

るが、

次に全文をあげておく。

能になるだろう。

はないかと思うのである。となると、禾守の牒・符への反故文書の

括して反故となり背面利用にまわされていた可能性が大きい。 て保管していたと見られるが、それが天平宝字八年三月になって一 性の中にある(表1参照)ので、写経所ではこれらの文書をまとめ

吉祥悔過所解案と二つの注文は、

ほぼ同時期に作成されたので

つま

浄清所解 申作土器事

合弐人 単功壱伯柒拾捌人

讃岐石前相作堀土運打薪藻備并進京 単功八十九人

借馬秋庭女作手

単功八十九人

進漬菜壱缶棚笠水慈者

浄清所

付浄清所解并進送文

天平勝宝二年七月廿二日高屋向 御厩坊

(5背)

=

さらに第二次文書について私見を少し付け加えたが、 転用はAとBだけであったことになり、 以上、AとBの第一次文書についての先学の検証結果を略記し、 吉田氏が当該文書として例示されたものがあった。少し長くな 42、第5~1紙背、同第四四帙第三巻裏、十一30~33) 〔第一次文書〕天平勝宝二年月二十二日、二十六日、二十九日 (第6紙背、続々修第四三帙第二二巻、 改めてその時期の特定が可 実はもう一

(6背)

用物 返上物 浄清所解 又請布壱丈捌尺 浄清所解 浄清所 御飯料米五斗新米一斗 和佐含酒九升 古糟一負斑数一斗 醬瓜一埦 末醬瓜一 漬 前裳二条眼為三尺洗布一条長三尺五寸振布一条長二尺五寸 進新米壱斗 惣作器肆仟肆伯拾陸口 片佐良六百六十口 右、 小手洗六口 片埦三百六十口 鋺形九百九十口 田坏二千四百 埦 (半欠) 依有損破、返上如前、 大豆漬一埦 「白い紙」 申幸行雑用事 申返上前裳并更請物事 七月廿六日坂上比治加太 小松弐□(上記二字僅存 古漬荕一埦 水蒸漬 又進米五升新酒二負迸数一斗九升 功廿二人《別日卅口「十口充八文 功九人《別日卅口「十口充五文」 功卅三人《別日卅口「十口充八文」 功廿四人《別日百口「十口充銭三文」(異筆、以下同) 功一人「日充六文」 炭 甘漬瓜一烧 甘漬茄子一烧 古漬蕗一埦 菁茲一塊 葵茲一埦 実一埦 麦生菜一埦 桃子 (4背) (2背) (3背)

> 芹漬一塊 蕨漬 埦 唐丈漬一埦 多々良比売 埣 醬瓜

人給料米四斗 末醬茄子一塊 古茲一叩戸 水葱并芹漬一叩戸 薑一埦 糟瓜 一塊 薪

一荷

松一

束

供養料古茲一叩戸 莇并蕗漬一叩戸 甘漬瓜茄子一叩戸 曹

葵茲一埦 芹并麦生菜一比良加 末醬茄子蘘荷糟瓜一比良加

収納物

商布陸拾段

右物、 自大郡宮、 請運如件、

損失物

水斑十九合 土鋺形四口 負琎三口 右、 以今月廿六日、 明櫃二合 筥方二具 大郡宮幸行雑用并収納物及損失等 片佐良四口 荷縄布一条 酒坏二口 叩戸一口 小高佐良二口 煎坏二口

勘注如前、 謹解、

天平勝宝二年七月廿九日高屋奈美貴

日付自宮来雑物継文(十一37~30 [第二次文書] 天平宝字二年六月二十一日、二十二日、二十五

物継文 自宮来雑

経師清衣参具器帳 汗衫一 袴 褌 袜

膳部衣肆具各选条本一 灣| 駈使丁衣捌具

各黄衣一 \*一手巾拾条

(1)

156

51

埦

収納記事に対応する注文があったはずで、それが第4紙と第5紙の		一汗衫参領 運参賽 袜壱両
果だと思われる。従って、継文には、帳簿に見える六月二十三日の	(5)	清衣拾肆具作一 湯帳一条 抹一両
と全く一致している。これは、Cの継文を手元において書かれた結		〔白い紙〕
もので、浄衣の収納に関する記述は、表2に示したようにCのもの	1 1 1 1 1 1 6 6 6 6 6 6 1	「検主典安都宿袮」
経所に収納された銭・浄衣・紙・軸・綺などの数量を逐一記入した		六月廿二日秦月麻呂
写料として天平宝字二年六月二十一日から八月二十四日にかけて写	(4)	等進送、
三沼~窓)が参考になる。この帳簿は、金剛般若経一〇〇〇巻の書		右、付舎人山乙万呂、三国広山
続々修第四三帙第五巻に収められる写千巻経所銭并紙衣等納帳(十		湯帳卅領 袜廿両並布 縫糸
まれ、この間に欠失のあることを示しているが、これについては、		汗衫卅領   褌卅署 <sup>並帛</sup>
来軸が繋がっている。また、第4紙と第5紙の間には白い紙がはさ		橡袍卅領 袴卅署
で、現状では第1紙右端に「自宮来雑物継文」と記す題籤付きの往	(3)	経師清衣参拾具
このCは、続々修編成時に第二次文書をもとに整理されたもの		「検主典安都宿祢 案主建部広足」
	1	六月廿一日秦月万呂
(党刊)		右、付山乙万呂且進送、
(6)		目   袖   一 袴   湯帳
		一一一旦【各袍一一卷一一卷帳一一抹一
「案主建部広足」		五 具 為帳一 汗衫一 袴一 袜一
「検主典安都宿祢」	(2)	清衣捌具
六月廿五日秦月麻呂	1	
右、今追進送、		「検主典阿都宿祢「雄足」」
一遺清衣壱具		宝字二年六月廿一日秦月麻呂
右、先送所欠加入者、付当乙万日		右、附舎人山乙万呂進送、』

	表 2								
月日	写千卷経所銭并紙衣等納帳	自宮来雑物継文							
6.21	経師浄衣3具 膳部衣4具	経師清衣3具 膳部衣4具							
	駈使丁衣8具 手巾10条	駈使丁衣8具 手巾10条							
	(又納)浄衣8具	清衣8具							
22	浄衣30具 縫糸	経師清衣30具 縫糸							
23	雑使浄衣 3 具 袜10両								
25		清衣14具							
		汗衫3領 禪3署 袜1両							
26	浄衣14具								
	汗衫3領 褌3署 袜1両								
	(「以廿五日来今進納之」)								
7.3	浄衣1具								
(34-)	※士の由記は少w 1 よ								

(注) 浄衣の内訳は省略した。

(第6紙背、三42)が続

くので、この用紙

(紙面は

空)の左にそれが繋がるの

されたのである。

らなっていたようだが、その注文の背に天平勝宝二年(七五〇)七 宮来雑物継文は、右端に題籤付の往来軸をもち、七紙程度の注文か であろう。このように、自

月の浄清所解並びに進送文が認められるのである。

浄清所解(天平勝宝二年七月二十九日付)を分離せずそのまま背面 は疑問とし、 頭氏は、第二次文書が紫微中台からきた文書の正文であるかどうか もに当該文書として例示された。しかし、Cを詳しく検証された鬼 第二次文書を宮(紫微中台)から写経所宛と判断し、先のABとと 吉田氏は、このCの第一次文書を浄清所から紫微中台宛、 六月二十一日の二通の注文が二紙にわたって書かれた

とになる。 簿との対応関係を重視すれ 考えられる。また、この帳 間の欠失文書に相当すると 第二二巻所収の浄清所進送 所解の右に続々修第四三帙 小杉本では第5紙背の浄清 に見合った注文もあったこ さらに七月三日の記事 もしそうなら、 に記されていることから、

部所解の例からいって宛先は紫微中台であり、その後そこで反故に た。吉田氏は、この鬼頭氏の指摘をうけ、Cの例示は誤りとし削除 なって造東大寺司ないしは写経所へ払い下げられたものと考えられ ら写経所へきた文書は存在しないので、 ること、また、正倉院文書の中には吉田氏の整理によっても内裏か 后に関係するものだから浄清所は内裏か紫徴中台の被管と考えられ 日付浄清所解には大郡宮行幸の記事があり、それは天皇ないし皇太 れたのである。では、第一次文書の方はどうかという、七月二十九 鬼頭氏の考えで、これにより第二次文書は正文でなく案文と判断さ すなどして二紙に分け、一紙ごとに注文を作成したはずというのが えるべきであるとされた。 もし正文ならば、 浄清所の文書は前掲Aの掃 浄清所解の継目をはが

枚の反故紙に追加分の注文が書かれ、 ることになり、既に作成済みの注文の左に貼り継がれていたもう一 も氏の考えを支持するものではない。というのは、二十一日に宮 清所解の背面をそのまま利用していたことによるが、これは必ずし 由は、前記のように六月二十一日付の二つの注文が二紙よりなる浄 を第二次文書について見ると、 (紫微中台) しかし、私見によれば、Cの例示は妥当であったと考える。これ から送付される浄衣の数量が何らかの事情で追加され 鬼頭氏が造東大寺司の案文とした理 それがそのまま写経所に宛て

られたと見ても不自然ではないからである。また、第二次文書を案

この二通の注文は造東大寺司の案文と考

作り、 造東大寺司写経所では、 書を適当な長さに切断したためであるが、これを案文と見なすと、 である。これは、 文と考えると六月二十二日付注文の紙背文書が問題になる。 か ĭ 二通の文書のうち、 これは手間のかかる作業である。 それをまた先の案文の左側に貼り継いでいたことになる。 注文作成時に、貼り継がれた状態にあった反故文 正文一通ごとに反故文書を切断して案文を 浄清所解の方が尾欠の状態になっているの むしろ、 浄清所の一連の文 つま L

背文書のあり方は、宮の側で注文に見合った長さに反故紙を切断し のまま背面を利用したのではなかろうか。六月二十二日付注文の紙(18) 収納という特定内容の案文を書き継ぐ場合は、 まま貼り継がれた状態にあったのだろうから、 書が紫微中台からの払い下げであるならば、恐らく各文書は完形の 写経所の方でも浄衣 無用な切断はせずそ

は も疑問といわねばならない。 なったその背面を正文に転用し、 格については異論のないところである。それ故、このCについて には無理があると思う。 このように、第二次文書を造東大寺司の案文とする鬼頭氏の考え 次文書は紫微中台に宛てられたもの、 しかし、第一次文書の宛先及び浄清所の性 宮 (紫微中台) 第二次文書は反故に から写経所に宛て

> られたものと評価できる。 つまり、 吉田氏の判断は妥当であったと

考えるのである。

(2)追加すべき文書

似の文書が存在する。以下、それぞれについて検討を加え、当該文 経所宛の正文に再利用されていた実例として吉田孝氏が示されたの 皇后宮職 以上に見た三通であった。 (紫微中台・坤宮官) で反故にされた文書の背面が、 しかし、 管見によれば、 あと二通

写

は、

書に含むべき理由を述べておきたい。

〔第一次文書〕天平勝宝三年十一月二十八日付絞荏油雇人功食

D

用銭等解 (続々修第四三帙第二二巻裏、 + -180

雇人功并食用銭一千五百卅文売等直銭者

絞荏一石人功食用一百十文

薪一駄直無文屋役单功三人功卅六文人別十二文

浄衣の送進 そのよう

食米六升直卅文塩六掫直一文鰯十八隻直三文

以前、 被今月二日牒、 謹依牒旨、 令絞荏油、 具録之数

如件、 謹解 な一過性の文書のために、わざわざ案文が作られていたのかどうか

注文は納帳に利用されるいわば実務処理の文書であった。 納帳とこのCの第二次文書の関係を念頭にするならば、 た結果と見た方がよいと思う。また、前記の写千巻経所銭并紙衣等

天平勝宝三年十一月廿八日舎人正八位下尾張連 佑従六位上行六人部連「佐婆麻呂.

(比良麻呂筆)

少疏高丘比良麻呂

(第二次文書) 七月十五日付安宿豊前銭進送文(二十五20

進送銭事後分

54

山

合肆拾陸貫肆伯伍拾文

依請数、 進送件、

-(異筆)

七月十五日安宿豊前

又綺五丈世九巻料加仕丁一人

「検主典安都宿祢(広足筆ヵ) 案主建部広足

この文書の宛先は紫微中台であったと見られる。 末尾に「申令了」との紫微中台少疏高丘比良麻呂の筆があるの 次文書は、 首部を欠くため発給主体は明らかでない。 しか

年紀を天平宝字二年と見る『大日本古文書』の推定は妥当といえ 平宝字二年六月~九月の期間と考えられるのである。因に、この二 にかけてであった。つまり、 案主の地位にいるのは、雄足の主典在任中では同二年六月から九月 いたのが、天平宝字二年六月から同八年正月頃まで、(②) 部広足の経歴から検討してみると、雄足が造東大寺司主典の地位に 書かれていないが、『大日本古文書』はこれを「天平宝字二年カ」 人が勘検署名する前掲Cの第二次文書も右の期間内の日付である。 と推定する。この点を末尾の勘検 五37~38)のものと同一である点より判断される。日付には年紀が 切封をもつ九月十一日付安宿豊前状 次に、第二次文書が正文であることは、安宿豊前の署が、 両者が共に勘検に立ち会えたのは、天 (異筆)に名のある安都雄足と建 (続々修第四六帙第九巻、二十 広足が写経所 紙背に

右の勘検署名より明らか

この文書の宛先が写経所であることは、

写料 の写経所食口案を見ると、この月所用の筆と墨の数量が「先経料」 経所に銭四六貫余が送り届けられたからだと思われる。また、七月 「正分」の銭が下充されるのは、 る。これは写経料銭の供給が遅れていたためで、七月十八日から 書写事業では、当初この千巻経料から用銭の立替が行われたのであ から書写の始まる金剛般若経一〇〇〇巻(以下千巻経と略記) になる。「金剛般若経料」とは、この写経に先立つ六月二十二日頃 十八日には一七貫五九三文もの大量の銭が下充されているのが参考 薬師経料銭衣紙等下充帳では、十四日までの下銭記事のほとんどに(マキ) 確に知ることはできないが、七月五日から始まる千手千眼并新羂索 留めた帳簿は一部分しか残っておらず、右の銭の収納については明(3) に充当するものではなかったかと思われる。写経料物の納入を書き ○部二八○巻・薬師経一二○巻(以下千四百巻経と略記)の書写(※) は、当時写経所で行われていた千手千眼経一〇〇〇巻・新羂索経一 明らかでないので、以下これを文書内容から検討しておく。まず、 であるが、では発給主体の方はどうであろうか。安宿豊前の地位が 「金剛般若経料用替」とあるのに対し、これ以降は「正分」と記し 「後分」として送られた銭四六貫四五○文の性格を見ると、 (銭) に相当する。つまり、七月五日から始まる千四百巻経の この十五日付の進送文によって写 それ の書

巻経をさすが、四六貫余の銭も「後分」(圏点筆者、以下同)とさ れた二つの写経事業を区別するためのもので、「後経料」とは千四百 と「後経料」に別けて記入されている。これは、相前後して開始さ るのである。

紫微中台から扉料として四七〇文充てられているからである。この 千四百巻経書写の場合も、十五日付の進送文に先立って七日頃に、 記 考えられる。 それは紫微中台で反故にされた文書の背面に書かれた正文と見られ 余の千四百巻経料も紫微中台からの供給とするのが穏当であろう。 ような一連の書写事業に対する銭供給のあり方からすれば、四六貫 十五日頃から始まる金剛般若経一二〇〇巻(以下千二百巻経と略 れてくるくるわけで、結論からいうと、それは紫微中台であったと れるのは、 つまり、 えるものと判断される。となると、その発給主体も自ずから限定さ このように、第二次文書は、千四百巻経料銭の送付を写経所に伝 の書写事業も、 第二次文書の発給主体は紫微中台と考えられるのであり、 それが「後経料」に充当する銭であったからであろう。 というのは、千巻経及びこの千四百巻経に次いで九月 その料銭は紫微中台から供給されており、 また

天平勝宝二年六月廿七日土形人足

E 巻、 背 背 進上文(第10紙背、 十四日、二十七日、七月二日、 411 [第一次文書] 天平勝宝二年五月二十六日、 同上、 三 412 第1紙背、 続々修第四六帙第六巻裏、 + 280 第5~2紙背、 同上、 続修第四三巻裏、二十五8~9、 第8紙背、 + 323<sup>28</sup> 続々修第四六帙第六巻裏、 三旦、 三 406 続修第四二巻、 四日、 第6紙背、 五日、六日付藍園 六月二十一日、 三 407 正集第四 第9紙 三 409 第7紙 四

藍薗進上

龍葵葉六把 進上瓜百七十一果 蓇菁陸拾束 蕗拾闈 天平勝宝二年五月廿六日倉垣三倉 蘭 把 青瓜百卅七果 載車一 一両丁財部結 茄子一 斛 (9背) (10背)

藍薗進上 茄子伍蚪 藍薗進上 藍薗進上 藍肆拾圍 藍弐拾弐圍 天平勝宝二年六月廿一日資人倉垣三倉 天平勝宝二年六月廿四日倉垣三倉 天平勝宝二年七月六日倉垣三倉 載車 二一両一両雇車負銭五十文 (6背) (7背) (8背)

56

藍薗進上	(5背)	青瓜参伯弐拾丸
藍肆拾圍		天平勝宝二年七月二日倉垣三倉
天平勝宝二年七月五日倉垣三倉		「申了清浜」(異筆)
		〔第二次文書〕天平宝字四年十二月四日付食法并経師校生装潢
(藍薗進上)	(4背	等大料雜物下充注文 (第1~5紙、十一級L3~級L1、第6
熟瓜肆拾果		紙、十五85、第7紙、十一級L2~L8、第8紙、十五84、第
菜瓜壱伯弐拾果		9・10紙、四45)
龍葵拾五把		食法
蘭弐		一経師并一日料除裝潢大小豆麦糯米生菜直銭 (1)
青大角豆拾把		米二升 海藻一両 滑海藻二分
天平勝宝二年七月四日倉垣三倉		末滑海藻一合写滑海藻相縣。醬末醬各一合
	7)	酢五夕 塩六夕ē±☆續長光大豆一合
藍薗進上	(3背	小豆二合品生品 有力利一两 心太伊岐須
茄子参斛弐蚪		各二分已上三種相繼續菜二合
天平勝宝二年七月三日		生菜直銭二文与演菜相継、小麦五合(2)
藍薗進上	(2背)	一定生雜使膳部一日料
藍肆拾圍		米一升二合 海藻一両 滑海藻二分
天平勝宝二年七月三日倉垣三倉		漬菜二合 醬末醬各六夕 酢四夕
藍薗進上	(1背)	一校生一日料塩四夕
熟瓜捌拾丸		米一升六合海藻,一両滑海藻,二分

右、去十一月所残、同充如件、	薪百十四荷在東大寺司	木綿菜八十斤 銭一貫二百十文	大豆二石九斗二升 小豆一石七斗三升六合	九斤一両 伊岐須卅一斤十二両 糯米一石一斗九升二合	<b>醬</b> 一斗七升二合 酢二石六斗六升八合五夕 滑海藻	一米廿一石一斗六升四合 塩二石四斗七升六合六夕 ⑤	右目録	糯米九斗八升四合 薪三百六十荷	生菜直銭二貫四百六十文 小麦一石二斗三升	布乃利五十一斤四両 心太伊岐須各廿五斤十両	大豆二石四斗六升 小豆四石九斗二升	酢一石五斗四升二合 塩一石八斗九升六合	末滑海藻一石二斗三升 醬末醬各二石八斗二升八合	海藻二百七十斤 滑海藻六十九斤一両	米六十八石五斗二升五十九石八斗八升白	一惣料物	随物集、以為増益、	右法不造永例、蹔准彼此、但	一新十二荷《別直銭十三文	塩四夕	清菜二合 醬末醬各六夕 酢四夕
月大料如件、	右、史生校生雑使膳部単七百八十人十二	酢三斗一升二合 塩三斗一升二合	滑海藻廿四斤六両 醬末醬各三斗六升八合	一米十石六斗八升 海藻卅八斤十二両	如件、	右、経師装潢単二千四百六十人十二月大料	小麦一石二斗三升 糯米九斗八升四合	心太伊岐須各廿五斤十両(生菜直銭二貫四百六十文)	小豆四石九斗二升。布乃利五十一斤四両	塩一石四斗七升六合 大豆二石四斗六升	醬末醬各二石四斗六升 酢一石二斗三升 ®	滑海藻卅四斤十一両 末滑海藻一石二斗三升	一米卅九石二斗 海藻百五十三斤十二両	右、今加所充如件、其数満目録了、	銭四貫四百卅八文二貫四百六十八文薪二百卅六荷直	小麦二石四斗九升四合   石二斗三升月料	角俣五十一斤四両 心太伊岐須各廿五斤十両	末醬二石八斗二升八合「宮」・小豆三石一斗八升四合(ロ	二石二斗三升 醫二石六斗五升六合 (g)	海藻二百七十斤 滑海藻六十斤 末滑海藻	一米卅七石四斗一升六合卅八石七斗七升六合白

と考えられる。

海藻六十七斤八両別三两

右、抜出仕丁一丁、右火頭十七人、 単五百卅人、十二

月大料如件

以前物、 宜顕来月告朔、 依法充如件、 又筆墨直銭臨時充 但有不食者

耳

県犬養宿祢 「古万呂」

百済朝臣「東人」

天平宝字四年十二月四日

男

Ш 本 幸

雑物の品目及び数量が、前記の後一切経料雑物納帳では十二月五日 されていないが、第6紙から第7紙にかけて見える今回充当の食料 ろを以下の三点にまとめておく。①文面には差出機関名と宛先が記(3) に譲り、ここでは、この文書の発給主体をめぐって確認されたとこ 一次文書の方は、別稿で検討を加えたので復原についてはそれ

る。 体の政所とは、天平宝字五年六月七日に行われる光明皇太后周忌斎 署を加えていることから見て、これは正文と判断される。②発給主 書は政所から写経所に宛てられたものであり、所属官人の二名が自 の準備を担当する装束忌日御斎会司と同一実態の官司と考えられ に政所から供給された分とほぼ一致する (十四43)。それ故、 同じく周忌斎の準備を担当していた坤宮官を吸収併合するもの ③この装束忌日御斎会司は、天平宝字四年十月初に写経所を配 周忌斎一切経書写の主導権を掌握するが、十一月になる 本文

٤

後のものであるから、これを広い意味での坤宮官発給文書と評価し とになる。しかし、十一月以降の装束忌日御斎会司 に記したように坤宮官を吸収併合するのであり、第二次文書もその これよりすれば、第二次文書の発給主体は坤宮官ではなかったこ (政所)は、 3

てもさしつかえはないと思う。

かを次に検討しておきたい。 微中台であったことになる。そこで、この想定が妥当であるかどら 思われる。となると、第一次文書の宛先は、坤宮官の前身である紫 は、 職務内容及び右に見た坤宮官との経緯を念頭に置くならば、それ であるので、当然他所からの払い下げによったのであろうが、その ったのか。この官司は、光明皇太后の崩後に設置された臨時の機関 それでは、第一次文書は、どのようにして装束忌日御斎会司に入 坤宮官から一括して譲られた反故文書の一部ではなかったかと

い この三回の剝ぎ取りの間に、 ぎ取って第二次文書の尾部にあてた結果だと思われる。もっとも、 を剝ぎ取りもしくは切断して前の分に継ぎ足し、最後にもう一紙剝 を、 は、 第7紙背から第9紙背までには、日付の連続性が認められる。これ ので、この一〇紙をもってもとの貼り継ぎ状態を復原するわけに まず、第一次文書の状況を見ると、第1紙背から第6紙背までと 第二次文書の作成時に、最初は六紙分を剝ぎ取り、次に三紙分 藍薗からの進上文が日付順に左から右へと貼り継がれていたの 他の文書への転用もあったかもしれな

は たわけである。 たことは確かである。 いかないが、 いずれにせよ藍薗からの進上文は巻き物状になって つまり、それらの宛先は、 同一の機関であ

ある。 あるから、 (30) うに、 以上の有位者もしくは大臣・大納言の職にある者に給される従者で の栽培がそこでの主務であったのだろうが、 る施設と考えられる。 三倉に資人という肩書がついているのが注意される。 次に藍薗の性格について見ると、 瓜・茄子・蕗といった蔬菜類も並行して作られていたようで 藍薗とは、こうした地位にある人物の家政機関に所属す その名の如く、 第7紙目の進上文の署名者倉垣 この時期に苅入れを迎える藍 進上文から知られるよ 資人は、 五位

ると、 は 見では他にそのような例は見うけられない。それ故、 なった反故文書を再利用していたとするのはやはり不審であり、 倉の本主の家政機関 に転用していたことになる。しかし、公の機関が、 (坤宮官など)を介してこれらの文書を譲りうけ、 さて、 家外に求めた方がよいと思う。 装束忌日御斎会司は、 このような藍薗であれば、 (家司) と見るのが妥当かもしれない。 直接この某家からあるいは他の第三者 一連の進上文の宛先は、 その背面を正文 私の家で不用に 進上文の宛先 倉垣三 そうな 管

個

い

二十六日付進上の新米一斗が、二十九日付解に「 る。 われるので、 げられる桃子漬・水蒸漬、米五斗内の新米一斗にそれぞれ対応と思 これらの文書は、二十二日付で進上された漬菜 いずれも七月二十六日に行われた大郡宮行幸の用途進 御飯料」としてあ (桃交水葱) لح

備並びに事後報告に関する文書と推定され

司であり、 月という具合に紙背の利用時期にひらきがあるので、 六日から七月六日であるのに対し、Cのそれは同年七月二十二日 できる。 保管場所を同じくしつつも何らかの事情で利用時期に差が生じたと 前記のように坤宮官 第二次文書は天平宝字二年 葵薙のように漬物として記されていることである。 子・瓜・龍葵菜が、Cの二十九日付解では古漬蕗・菁薤・甘漬瓜 ら二十九日と接近すること、 両者間の繋がりを予測させるものとして次の二点を指摘することが さて、 たと見ることもできる。 の内容を伝える文書であり、 それ故、 このCの第一次文書を藍薗からの進上文と比べてみると、 第一は、 Cの第二次文書発給主体の紫微中台と密接な関係をも C と E の 第 進上文の日付は天平勝宝二年(七五〇) (紫微中台の後身) 一次文書を全く別個のものとするよりも、 しかし、Eの第二次文書の発給主体は (七五八) 六月、 第二は、 保管場所(つまり宛先) 進上文にある蕗・蓴菁・ を併合する装束忌日御斎会 Dのそれは同四年十二 もっとも、Cの 両者は全く別 も異にして 五月二十 茄

両者間で何らかの関係

来た文書として日付順に右から左へと貼り継がれていたと見られ

部

の

部や尾部を欠く文書が混じるが、

本来は完形で浄清所から

した方が、

第二次文書の状況にかなっているように思われる。

て、

右記の二点は、単なる偶然とはいえず、

そこで注意されるのは、

前掲Cの第一次文書である。

現状では、

中台であった可能性が大きいといえるのである。 の藍薗から進上された蔬菜類が、行幸用の漬物として保存処理する ためこの浄清所に充てられていたと見なせるのではなかろうか。 確証とまではいかないが、以上にあげた第二次文書の発給主体及 びCの第一次文書との関係より推せば、藍薗の進上文の宛先は紫微 びCの第一次文書との関係より推せば、藍薗の進上文の宛先は紫微 ではなかろうか。

# 二 反故文書の正文転用の意味

皇后宮職(紫微中台・坤宮官)反故文書の背面が、写経所宛の正皇后宮職(紫微中台・坤宮官)反故文書の背面が、写経所宛の正真院文書全体よりすれば、それは微々たる数であるのためにもまず、それぞれの第一次文書だろうから、これらに反故文書が、やはり残るべくして残った文書だろうから、これらに反故文書が、やはり残るべくして残った文書だろうから、これらに反故文書が、やはり残るべくして確認できるのは、前節で検討した五通ののためにもまず、それぞれの第一次文書と第二次文書の作成時を改めてまとめると、次のようになる。

山 本 幸 男

A天平二十一年(七四九)二月十日──天平宝字四年(七六

月十五日 B天平勝宝六年(七五四)十一月十二日———天平宝字四年十二

二十一日~二十五日
二十一日~二十五日
二十一日~二十五日

E天平勝宝二年五月二十六日~七月六日——天平宝字四年十二D天平勝宝三年十一月二十八日——天平宝字二年七月十四日

月四日

だろう。 第一次文書の作成時期にまとまりのあることは認めねばならない。 たいったまとまりをもたない。しかし、第二次文書の方は、CDは 大平宝字二年六月七月、ABEは同四年十二月と時間的な繋がりが の書写に、ABEは周忌斎一切経書写にそれぞれ関係するものであ の書写に、ABEは周忌斎一切経書写にそれぞれ関係するものであ の書写に、ABEは周忌斎一切経書写にそれぞれ関係するものであ であう。

用というルーズな伝達法をとらせた一要因だと見られる。用というルーズな伝達法をとらせた一要因だと見られる。ところで、第二次文書が右の二時期に作られた背景には、次のよところで、第二次文書が右の二時期に作られた背景には、次のよところで、第二次文書が右の二時期に作られた背景には、次のよりなシルーズな伝達法をとらせた一要因だと見られる。

務処理用に充当されていたものの一部と考えられる。 るというよりも、 は、 そこには官司名が記されていないからである。 た文書といえるのである。 な全体的なものではない。つまり、それらは、 処理のための局面的なものであり、 てが官人個人 彼らの裁量に基くのであり、その反故文書は、 浄衣・銭・標紙・食料雑物の送付及び膳部の所請といった実務 (ある場合は複数) それぞれの実務を担当する官人らの判断で出され 従って、 の差出しという形をとっており、 写経事業の運営にかかわるよう 正文に反故文書を利用するの 官司の総意を反映す また, 所属官司から事 各文書の内容

\$

状況にかなっているように思うのである。

うになるのも、 見た池原禾守の牒が、 官人の手元には、 ことが知られる。 る過程で正文への転用も行われたと見ることができるだろう。先に 天平勝宝六年に及んでいるのである。これよりすれば、十二月頃の 字四年十二月は、 たのではないかと思われてくる。実際、 経に限ったことではなく、また応々にしての官司間でも行われてい て処分したらしく、 のであるが、 た このように見ると、反故文書の正文転用は、 その関係からであろうか、坤宮官は大量の反故文書を一括し ABEの場合をみると、そこには特殊な事情があった こうした事情によるものと思われる。CDについて 多数の反故文書が行き渡っており、 坤宮官が装束忌日御斎会司に併合される時期であ 前記のように、これらの文書が作成された天平宝 ABEの第一次文書の年紀は天平二十一年から 十二月になって反故文書の背面に記されるよ その可能性は否定できない この二つの時期の写 それを利用す

> 殊な事情のもとで現われた実務処理文書であったと見た方が、 こともできる。 の増大に備え多量の反故文書が官人らに充当されていたと想定する 大規模な書写事業に紫微中台が関与する時期であるだけに、 は明確でないが、千巻経・千四百巻経、 それ故、 A~Eは、 多分に紫微中台・坤宮官内の特 さらには千二百巻経と続く 事務量 より

り立っていたからであろう。 ても質的に異なっていたわけである。 大寺司と写経所間の場合とは、 かを示すものとして評価すべきだと思うのである。 徴中台・坤宮官と写経所の官人レベルの関係がいかに緊密であった 文作成の面に投影されたのであろう。 運営上の必要事が、多量の反故文書の充当という事態をうけて、 ねばならず、親密であることが望ましい。 携のもとに進められる。 中台・坤宮官の官人と"請負側』の造東大寺司写経所の官人との連 が練られて開始されるが、その後の事業運営は、 うけて造東大寺司が見積りを出すという具合に、まず官司間で計 経所官人との間に、こうしたルーズな伝達法を容認しうる関係が成 Ļ ところで、いかに多量の反故文書が官人の手元にあったとして それをあえて自らの裁量で正文に転用したのは、 本来それは、 案文作成などに利用するのが普通であった。 そのため、 写経事業は、 同じく反故文書の転用がなされてい 両官司の官人関係は円滑であら 従って、A~Eの文書は、 恐らく、このような事業 紫徴中台・坤宮官の命を "依頼側" その点で、 宛先となる写 の紫微 紫 Œ

るが、 文書だと思うのである。 れたのが、この二度の写経ではなかったであろうか。もとより、こ 宜的なものと見られるが、このような環境下で事業の遂行がはから 密な関係を作り上げ、 れについては個別的な検討が必要なので詳細は別稿に譲ることにす(3) 性が読み取れるのではないかと思う。つまり、紫微中台・坤宮官 た文書を生み出した天平宝字二年と同四年の二つの写経事業の特異 (装束忌日御斎会司)が、被管でない写経所に対し官人レベルで緊 それは、官司秩序の枠を越えて臨機応変な対応を可能にする便 A~Eは、当時の写経所の位置を知る上で重要な意味をもつ 写経を主導していくという体制の存在であ

#### おわりに

残った理由についても考察する必要がある。 文に使用された実例を検討し、さらにその意味について考えられる まず擱筆とし、 問題にかかわらねばならず、それは小稿のなせるところではない。 ところを述べた。この他に、A~Eの文書が写経所関係文書として 小稿では、 天平宝字年間の文書群と他の時期の文書群との質的差異という ここでは、 皇后宮職 右の点については他日を期したいと思う。 当該文書の基礎的な考察を果たしたことでひと (紫微中台・坤宮官)の反故文書の背面が正 しかし、そのために

注

A~Eのもつ意味を以上のように見るならば、これより、こうし

- 1 稿、補訂後のものを同氏新稿と称す。 九八三年)に再収。以下、『日本経済史大系』所収の分を吉田氏旧 その後補訂を行って同氏の『律令国家と古代の社会』(岩波書店、一 初出は『日本経済史大系』1 (東京大学出版会、一九六五年)、
- (2) 皇后宮職が、天平勝宝元年(七四九)八月頃に紫微中台、 び令外官の研究』〈角川書店、一九六七年〉所収)を参照。 字二年(七五八)八月に坤宮官へと変遷する経緯と意義について は、瀧川政次郎「紫微中台考」(同氏法制史論叢第4冊『律令諸制及
- 3 法をとっていた。 吉田氏によると、造東大寺司は管下の造石山寺所にも同様の伝達
- 4 数と頁数を略記し、その文書の所属を提示する。文書名は、原則と したものがある。 会、一九八七、八八年)の表記に従ったが、一部内容に即して改称 して『大日本古文書』、『正倉院文書目録』一、二(東京大学出版 以下、『大日本古文書』編年文書からの引用は、 本文のように巻
- 5 Ⅱ、一九七四年、 「皇后宮職論」(奈良国立文化財研究所学報二二冊 所収)。以下、本文で言及する鬼頭氏の見解は 『研究論集
- 6 「家牒・家符・家解」(『日本史研究』二一六、一九八〇年)。

すべてこの論文による。

- (7) 正倉院文書マイクロフィルム紙焼写真(以下紙焼写真と略記)に
- 8 写」(『南都仏教』59・60、 文書の復原については拙稿「天平宝字四~五年における一切経の書 87(続修第二二巻)、十四40L4~42 十四⑿~⑭L2(続々修第二帙第六巻、 一九八八年)を参照 (続々修第二帙第六巻)。この 続修第二〇巻)、

- 案(続々修第三帙第四巻、十五36~37)参照。帙第三巻、四44~44)、(天平宝字五年)三月四日付奉写一切経所解(9) 天平宝字四年十月十九日付東大寺写経布施奉請状(続々修第四一
- (10) 注(4)参照。
- (11) 紙数は第二次文書に基く。後掲E文書の場合も同じ。
- 13 12 九八四年)に言及がある)。恐らく、これ以前に行われた抜き取り 原形に復されているのかどうか検証する必要が生じてくるが、現時 り継がれたのは続々修の編成時ということになり、果たしてそれが の際に各紙を分離した結果だと思われる。となると、現状の如く貼 おける千手経一〇〇〇巻の書写(上)」(『人文研究』三六一九、一 れる(続々修の付箋については、栄原永遠男「天平十三~十五年に であろうから、その時には各紙が剝れた状態にあったものと推測さ 背には付箋が見える。これらは、続々修編成時に貼り付けられたの 日本古文書』にも同様の指摘がある(三位)。 究資料館史料館蔵)のマイクロフィル紙焼写真による。 小杉榲邨影写「東大寺正倉院文書(絵仏師外三)」(国立国文学研 紙焼写真によると、 第二次文書の第1、2、4、5紙及び第4紙 なお、『大

(14) 吉田氏旧稿。

(5)論文に詳しい。

- (15) 吉田氏新稿。
- 切断することなくそのまま利用している。詳細については、注き継いだ御願経奉写等雑文案は、同二年の写経所の雑文帳の背面を(16) たとえば、天平宝字四年二月から八月にかけての写経所案文を書
- (17) この他、各注文左端の勘検署名も正文であることの一支証となる(8)の拙稿を参照されたい。

だろう。

- を加えるので、この少疏も紫微中台のものと考えられる。 六巻、十二羽~器)に、同四年十一月二日付で紫微少疏として自署(18) 天平勝宝四年十月二十二日付奉請経論疏目録(続々修第一五帙第
- (19) 紙焼写真による。
- (続々修第一○帙第一一巻、十六30~30)。(2) 初出は前掲C・第一次文書、最終は奉写梵網経并四分律充本帳
- (21) たとえば、写千巻経所食物用帳。皆川完一「正倉院文書『写千巻(21) たとえば、写千巻経所食物用帳』について」(『東京大学史料編纂所報』8、一九七四路のみを略記)。十三284~283、未収断簡(小川広巳氏蔵)、二十五数のみを略記)。十三284~283、未収断簡(小川広巳氏蔵)、二十五数のみを略記)。十三284~283、十三473~473、470~473、十四286~283、十三285~473、十三285~473、十四286~283、十三285~473、十四285~473、十四285~473、十四285~473、十四285~473、十四285~473、十四285~473、十四285~473、十四285~473、470~473、十四285~473、470~473、十四285~473、十四285~473、十四285~473、十四285~473、十四285~473、十四285~473、十四285~473、113。
- (3) これでは、の台での尾がた黄夜で帯やて骨を食内長(売っきらん仏教』56、一九八六年)を参照。 いては、拙稿「天平宝字二年造東大寺司写経所の財政運用」(『南都(2) 千四百巻経及び以下にあげる千巻経、千二百巻経書写の概容につ

なお、

題籤をもつ往来軸は、

ったので、

短冊型の用紙に繋がるようだが、この継文は後述のように紫徴中台

から写経所に宛てられた注文からなると考えられるので、

題籤とは

現状の貼り継ぎには問題は認められず、これをもって原形(欠失部

点ではこれを原本調査に期待するしかない。ただ内容から見ると、

は除く)と見なしても大過はないと思う。第7紙は、片面が空であ

継文とは無関係とされ別の巻に収められたのであろう。

第1紙の右側に貼り継がれた表裏空の

内容的に矛盾しない。

この往来軸は本継文のものと見てもよいと思

が紫微中台に相当することについては、鬼

題籤に見える

宮」

帙第九巻、四沼~20)は、十日以降の記事を欠いている。 七月六日から始まる経師装潢校生等浄衣請来検納帳(続々修第八

山 本 幸 男

- 24) 十三34~37(続々修第四三帙第六巻)。復原は『正倉院文書目録』二に24) 十三34~37(続々修第八帙第七巻)、26~28(続修第三〇巻裏)、
- 十三39~34)。 十三39~34)。 天平宝字二年七月三十日付写経所解案(続々修第三八帙第七巻、
- 第一九巻、十四55~85)。 裏、十三222~23)、後金剛般若経経師等食米并雑物納帳(続修後集(26) 天平宝字二年六月二十一日付造東大寺司牒(続々修第八帙第九巻
- (27) 千手千眼并新羂索薬師経料銭衣紙等下充帳(注(24)参照)。
- れる(紙焼写真による)。 文言は、第5紙背との貼り継ぎ部分(糊代)に隠れるものと推測さの進上文と見ておきたい。また、第4紙背の文書で括弧内に示した28) 第9紙背の文書は首欠で署名者も他と異なるが、これも藍薗から
- 年、所収)。 木孝次郎先生古稀記念会『古代史論集』中巻、塙書房、一九八八(29) 拙稿注(8)論文、及び「光明皇太后崩後の藤原仲麻呂政権」(直
- (30) 養老軍防令・48帳内条。
- (31) 鬼頭注(5)論文。
- (32) 管見の及ぶ範囲で検出を試みたので、遺漏があるかもしれない。
- 確保されていたと思われる。 写経料紙を供給するので、事務用の料紙(未使用)についても充分「切経料雑物納帳(注(8)参照)によれば、紫微中台や坤宮官は「手索薬師経料紙納帳(続々修第三七帙第九巻、十三辺~泓)や後(3) 用紙不足という事態も考えられなくはない。しかし、金剛般若経
- (34)天平宝字四年の書写については、拙稿注(8)(29)論文で検討を

試みたが、同二年の書写については別稿を予定している。

月二十日付造東大寺司牒、五卯)をあげられている(旧稿、新稿)。 で、十五郷~郷)、天平勝宝七歳)造講堂院所解(続々修第二四巻 第七帙、十三郎~邸。第二次文書は同歳七月十二日付東大寺政所 文、十五郷~郷)、天平勝宝七歳三月二十七日付造東大寺司解(案)(続 第七帙、十三郎~邸。第二次文書は年未詳八月十二日付東大寺政所 第七帙、十三郎~昭。第二次文書は年未詳八月十二日付造東寺司机進上 第七帙、大三郎~昭。第二次文書は年末詳八月十二日付造東寺司机進上 第七帙、造東大寺司政所で反故にされた文書の背面が写経所宛正文に